第１１回社会保障審議会年金事業管理部会 平　成　２　７　年　７　月　１　６　日	資料５

社会保障審議会　年金事業管理部会
「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」の設置について

１．設置の趣旨

特定事由により国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等の申出に係る承認基準について、専門的観点から検討を進めるため、社会保障審議会年金事業管理部会に「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

２．構成等

○　専門委員会に委員長を置き、委員長は事業管理部会長が指名する。

３．検討項目

①　特定事由に係る申出等の承認基準
②　その他

４．運営

○　専門委員会の議事は原則公開とする。
○　専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
○　専門委員会の検討の結果については、社会保障審議会年金事業管理部会に報告する。

５　その他

○　上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

平成２７年７月６日　第１回開催

特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会委員名簿

（五十音順、敬称略）

片桐春美（かたぎりはるみ）	新日本有限責任監査法人　公認会計士
◎喜田村洋一（きたむらよういち）	ミネルバ法律事務所　弁護士
白石多賀子（しらいしたかこ）	雇用システム研究所代表　特定社会保険労務士
高橋良明（たかはしよしあき）	相模原市健康福祉局　国民年金課長
嵩さやか（だけ）	東北大学大学院法学研究科　准教授
柳志郎（やなぎしろう）	新村総合法律事務所　弁護士
山口由紀子（やまぐちゆきこ）	相模女子大学人間社会学部　教授

（◎は委員長）

第１回社会保障審議会年金事業管理部会 特定保険料納付等に係る承認基準専門委員会 平成２７年７月６日	資料３

特定事由について

Ⅰ　特定事由に係る特例保険料の納付申出等の制度の具体的内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ　事務処理誤りについて（年金記録問題特別委員会報告書の整理）・・・・・・・・・・・・・・　５

Ⅰ　特定事由に係る特例保険料の納付申出等の制度の具体的内容

１ 背景

○　国民年金保険料は納期限（翌月末）から２年を経過すると納付することができない。また、納期限から２年を経過すると、免除等の申請をすることができない。

○　公的年金制度は、長期間にわたる保険料の納付などに基づき、生活の基盤となる保険給付を長期にわたって行うものであるため、過去の一時点における事務処理誤りなどが、被保険者のその後の生活に多大な影響を与えるおそれがある。

　このような公的年金制度の性質に鑑み、被保険者に責任が無く、事務処理誤りなどにより、国民年金保険料が２年間の時効により納付ができない場合など、保険料が納められないために将来の年金額が減額となることは、事務処理誤りに遭った人と遭わなかった人との公平性や国民の年金制度への信頼を損なうおそれがあると考えられる。

○　「社会保障審議会 日本年金機構評価部会 年金記録問題に関する特別委員会 報告書」（平成２６年１月）において、法的措置による救済の必要性が指摘されたことを受けて、事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度が創設された。

【公布日（平成２６年６月）から２年以内で政令で定める日（平成２８年４月予定）より施行】

２ 具体的内容

① 特定事由について

　特定事由とは、国民年金法その他の法令に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと、またはその処理が著しく不当であることをいうものとされている。（法附則第９条の４の７第１項）

② 厚生労働大臣による申出の承認

特定事由により、申出・申請ができなかった場合（下のアの場合）や、保険料の納付ができなかった場合（下のイの場合）には、厚生労働大臣に申出を行うことができる。

ア－１ 被保険者等は、特定事由により以下に該当するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

・ 特定手続をすることができなくなった、または遅れた（法附則第９条の４の７第１項）

※ 特定手続の具体的内容については政令で定められるが、以下の手続きを規定する予定。

A	任意加入の申出
B	一部免除の申請
C	付加保険料の納付申出
D－１	全額免除の申請
D－２	学生納付特例の申請
D－３	若年者納付猶予の申請

ア－２ 申出が承認された場合の効果

当該申出に係る期間は、申出のあった日(※)以後、以下の期間とみなされる。

a 特定被保険者期間（法附則第９条の４の７第３項）
b 特定一部免除期間（法附則第９条の４の７第４項）
c 特定付加納付期間（法附則第９条の４の７第５項）
d 特定全額免除期間（法附則第９条の４の７第６項）

(※)承認の効果を申出日に遡ることにより、仮に承認手続きが長引いても申出者の不利にならない。

⇩

・ 老齢基礎年金の受給権者については、申出に係る期間がdの期間(学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を除く。)とみなされたときは、申出のあった日の属する月の翌月から年金額が改定される。（法附則第９条の４の７第７項）
・ 65歳到達日には老齢基礎年金の受給資格を満たさなかった人が、65歳到達日以後に申出に係る期間がdの期間とみなされたことにより受給資格を満たすこととなった場合には、その翌月から老齢基礎年金が支給される。（法附則第９条の４の７第８項）

イー１　被保険者等は、以下のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

- 特定事由により保険料を納付することができなくなった期間（法附則第９条の４の９第１項第１号）
- アで特定被保険者期間とみなされた期間（法附則第９条の４の９第１項第２号）
- アで特定一部免除期間とみなされた期間（法附則第９条の４の９第１項第３号）
- 特定事由により付加保険料を納付することができなくなった期間（法附則第９条の４の10第１項第１号）
- アで特定付加納付期間とみなされた期間（法附則第９条の４の10第１項第２号）

納付対象期間

- 特定事由により追納保険料を納付することができなくなった期間（法附則第９条の４の11第１項第１号）
- アで特定一部免除期間とみなされた期間（法附則第９条の４の11第１項第２号）
- アで特定全額免除期間とみなされた期間（法附則第９条の４の11第１項第３号）

追納対象期間

イー２　申出が承認された場合の効果（付加保険料、追納保険料も同様）

当該承認に係る対象期間の各月につき、当該各月に係る保険料に相当する額の保険料（特例保険料）を、納付することができる。
（法附則第９条の４の９第３項、第９条の４の10第３項、第９条の４の11第３項）

⇩

特例保険料を納付

⇩

申出のあった日に、納付に係る月の本来の保険料が納付されたものとみなされる。
（法附則第９条の４の９第６項、第９条の４の10第５項、第９条の４の11第６項）

⇩

- 老齢基礎年金の受給権者が、特例保険料の納付を行ったときは、申出のあった日の属する月の翌月から年金額の改定が行われる。
（法附則第９条の４の９第７項、第９条の４の10第５項、第９条の４の11第６項）
- 65歳到達日には老齢基礎年金の受給資格を満たさなかった人が、65歳到達日以後に特例保険料の納付を行うことにより受給資格を満たすこととなった場合は、その翌月から老齢基礎年金が支給される。（法附則第９条の４の９第８項）

３　特定事由に係る納付申出等の承認基準等

○　厚生労働大臣は、厚生労働省令で被保険者等からの申出の承認基準を定めるものとされている。（法附則第９条の４の７第９項、第９条の４の９第９項、第９条の４の10第７項、第９条の４の11第７項）

○　厚生労働大臣が、承認基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ社会保障審議会に諮問しなければならないこととされている。

　このため、「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」で審議いただき、専門委員会の審議結果等については、年金事業管理部会に報告し、諮問・答申の手続きを行う予定。

Ⅱ　事務処理誤りについて（年金記録問題特別委員会報告書の整理）

※以下の内容は、「社会保障審議会 日本年金機構評価部会 年金記録問題に関する特別委員会 報告書」（平成26年1月）をもとに整理

1　事務処理誤りによる顧客への影響（報告書P132～P133）

①　過払い 主に受給者に年金を多く払い過ぎたものであるから、年金機構は、このような事象が判明次第、お詫びと説明を行い、受給者などからの承諾に基づき年金の再決定又は取消の上返還のお願いを行っている。その受給者にしてみれば、通常は「もらい過ぎ」かどうかは判断できず、その多く振り込まれた金額を正しい金額と思い、費消している場合もあり、ご理解をいただくまでに時間が掛かるケースも多いが、受給者などから承諾が得られなかった場合でも、正しい年金額に改めるとともに、返納についてご理解いただくよう努めている。 なお、年金機構側からの返還請求は、法律の規定により5年で時効になるとされているから、5年を超える過払い金額は、年金機構からの返還請求はできない。
②　未払い 主に受給者に年金を少なく支払ったり、年金の支払いが遅れたものであって、年金の振込みを心待ちにしている高齢者などにとって、その影響は甚大である。 年金機構は、このような事象が判明次第、お詫びと説明を行い、早期に支払いを行っている。
③　過徴収 主に加入者や厚生年金の適用事業主から、誤って保険料を多く徴収したもので、その金額によっては、加入者や厚生年金の適用事業主へ甚大な影響を及ぼす場合もありうる。年金機構は判明次第、お詫びと説明を行い、早期に保険料をお返しする手続を行っている。
④　未徴収 主に加入者や厚生年金の適用事業主に納付書が届いていなかったり、保険料額を過少に計算したために、本来納めていただく保険料が不足したもので、判明次第、年金機構はお詫びと説明を行い、保険料の納付をお願いしている。
⑤　誤還付 主に加入者・受給待機者・受給者より納められた保険料をお返した際に、それが誤りであることが判明し、再度、保険料を納めていただくこととなったもので、年金機構は、お詫びと説明を行い、納付のお願いをしている。
⑥　その他 主に受給する年金の選択誤りなどで受給者が本来受け取るべきではない年金を選択することとなっている場合において、処分変更などを行い誤って支給していた年金の返納をお願いし正しい年金をお支払いするもので、年金機構は、お詫びと説明を行い納付のお願いを行うとともに早期の支払いを行っている。

（参考）事件・事故・事務処理誤りの影響別の影響別の、件数・金額の推移

（上段は件数、下段は金額・百万円単位）

顧客への影響		22年度	23年度	24年度	合計	25年 4～8月
①過払い	件数	247	255	241	743	152
	金額	327	254	240	821	150
うち発生から判明まで1年超	件数	114	118	121	353	110
	金額	185	134	165	484	132
②未払い	件数	352	466	539	1,357	399
	件数比率	14%	20%	20%	18%	18%
	金額	365	611	557	1,533	357
うち発生から判明まで1年超	件数	93	239	365	697	275
	金額	201	498	462	1,162	325
③過徴収	件数	171	135	166	472	155
	金額	95	56	56	208	33
④未徴収	件数	359	145	131	635	83
	金額	165	110	52	327	38
⑤誤還付	件数	43	18	28	89	28
	金額	32	3	8	42	2
⑥その他	件数	88	67	131	286	140
	金額	98	114	296	508	126
影響額なし	件数	1,318	1,261	1,434	4,013	1,234
全体件数（注1）		2,578	2,347	2,670	7,595	2,191
うち年金機構発足後の発生分（注2）		1,572	1,493	1,398	4,463	1,148
うち旧社会保険庁での発生分（注3）		803	582	730	2,115	732
うち事件・事故（注4）		203	272	542	1,017	311

（注1）　各年度における事件・事故・事務処理誤りの件数
（注2）　平成22年1月以降に発生した事務処理誤り事案
（注3）　平成21年12月以前時発生した事務処理誤り事案
（注4）　事件・事故とは不審電話などである

２　事務処理誤りの原因別区分（報告書P134～P135）

○　事務処理誤りの原因には、以下の5つがある。

①　確認不足
　窓口端末装置操作の際にキータッチなどを誤ったもの、入力を漏らしたもの、通知書などの封入封緘時における内容物や宛先の確認を漏らしたもの　等

②　適用・認識誤り
　法令や通知などに関する解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの　等

③　届出書などの放置
　本来行うべき届出書などの処理を失念したことにより、適切な時期までに処理を行わなかったもの

④　その他
　不正行為、不適正な事務処理、システム事故　等

⑤　事件・事故
　不審電話や暴力事件　等

（参考）事件・事故・事務処理誤りの原因別区分の推移

事件・事故・事務処理誤りの原因別区分	22年度	23年度	24年度	合計	25年 4～8月
①確認不足	1,794	1,573	1,616	4,983	1,490
②適用・認識誤り	138	187	350	675	255
③届書などの放置	390	294	106	790	63
④その他	53	21	56	130	72
⑤事件・事故	203	272	542	1,017	311
合計	2,578	2,347	2,670	7,595	2,191

3　複数顧客を対象とする「書類の放置」について（報告書P138～P140）

①　具体的事例

ア　厚木事案

旧厚木社会保険事務所において、平成19年9月から平成21年12月までの間に顧客から提出された「年金記録に関する確認申立書」114件が、年金記録確認神奈川地方第三者委員会へ送付されていなかったこと、また、その一部（40件）について、「社会保険事務所段階における記録訂正基準」に基づかない不正な記録訂正が行われていたこと、うち5件については訂正後の年金が支給されていることが判明したもの。

イ　江東事案

平成22年2月8日、厚生年金保険における不適正な標準報酬遡及訂正処理の可能性のある記録への対応についての訪問調査の対象者から、江東年金事務所へ提出したご自身の「年金記録に関する確認申立書」の処理状況について問合せがあった。調査したところ、当時の調査を担当した職員が、平成21年3月13日に確認申立書受理後、担当部署へ回付すべき作業を怠り、必要書類を年金記録確認東京地方第三者委員会へ送付していないことが判明、その後9件の同様の放置が判明したもの。

ウ　兵庫事案

平成25年1月18日に「日本年金機構へのご意見・ご要望メール」あてに兵庫事務センターで事務処理遅延がある旨の通報があり、捜索をしたところ、届書の処理遅延のほかに書類紛失の疑いが判明した。これを受けて、ほかに未処理及び紛失した届書が無いかを確認するため捜索を行い、事務処理遅延180件、書類紛失57件及び添付書類の確認漏れ13件が判明したもの。

②　主な再発防止策

- すべての年金事務所、事務センターにおける未処理届出書の総点検（平成25年5月～8月）
- 記録訂正に係るチェック体制の強化
  - （ⅰ）記録訂正に関するオンライン入力についてダブルチェックを徹底
  - （ⅱ）年金事務所長による進捗管理の徹底
  - （ⅲ）第三者委員会への送付に関する事務センターにおける進捗管理の徹底
- 書類整理月間（毎年3月と9月）における未処理届書の確認・点検
- 内部監査の重点項目化

4　事務処理誤りの全般的な再発防止策（報告書P136～P137）

①　内部牽制と管理面の対応

事務処理誤りの防止には、職員ひとり一人のスキル・知識の充実が不可欠。職場全体で発生防止に取り組むといった職場の体制、管理者自身の自覚、他の拠点での取組事例の共有化などが有効。保留文書などについては、「見える化」されていることも必要。

②　「受付進捗管理システム」の活用による管理面での対応

平成24年10月全拠点に受付進捗管理システムを導入し、従前の届出書類の受付管理簿による進捗管理から、バーコードを使用し書類のステータス管理を行う。今後、管理運営面での改善を早急に図っていくことが必要。

③　「お客様対応業務システム」の活用によるシステム管理面での対応

顧客の声、相談受付にあわせて事務処理誤りも登録を可能としたシステムが、平成25年9月から稼働。他拠点における事務処理誤りの発生状況を随時確認し、迅速に自拠点内で注意喚起ができるなど、一層の情報共有が進み、迅速な対応・対策がとれることとなった。

④　ブロック本部を含む各拠点の活動とその展開

各ブロック本部においては年金事務所、事務センターと連携し、様々な活動を展開。勉強会における研修資料の提供、事務処理誤り再発防止委員会の設置、機関紙の発行や事務処理誤り事例集などの配布など。

⑤　業務監査の導入

無予告で行う摘発型の監査を平成25年6月より開始し、書類の放置や処理遅延が無いことを確認するとともに、書類放置につながる管理上の不備を指摘。今後は、監査内容の充実を図る。

⑥　制裁規程の効果的な発動

事務処理誤り及びコンプライアンス問題事案の行為者・管理監督者に対しては、規程に基づき、各拠点長から速やかに文書又は口頭による指導を実施。

また、制裁事由に該当するような行為については、事実関係を調査し、制裁審査委員会の審議を経た上で、制裁規程に基づき、制裁処分などを実施。

⑦　顧客側の実害への配慮に関する意識改革

事務処理誤り判明後の対応については、被保険者、年金受給者の権利を回復することなどとされている。

特に、年金の過払いへの対応については、対応方法（文書、訪問）のルール化を行い、現場に周知徹底を行っている。

５　事務処理誤り判明後の対応（報告書P140～P149）

○　ご本人に落ち度が無いのに、事務処理誤りにより保険料が納付できなかったなどのケースについては、現行法の解釈・運用のもとで可能な範囲内で事後的な是正策を講じてきている。

＜事務処理誤りにおける「是正処理基準」の整理＞

○ 対応について要望があり救済できている事案

対応について要望があり救済できている事案の類型	現行の取扱い
1　過去の誤判断・説明誤りによる「加入機会の逸失」のケース ＝　最初の判断時点・裁定時点で、資格期間が不足している旨の説明があれば、高齢任意加入など別の対応策を講ずることができたにもかかわらず、誤判断・説明誤りにより、脱退手当金を受けたためにその機会を逸失した。 ＝　被保険者が資格取得届と免除などの申出書を提出した際に、年金事務所の処理遅延や処理漏れなどにより、免除などの処理が行われなかった。	正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の機会を失い老齢基礎年金などの受給権を得られなかった脱退手当金受給者に関する取扱いについては、平成23年7月に救済できるよう対応を行っている（いわゆる貝塚事案）。 年金事務所の処理遅延や処理漏れなどによる事務処理誤りは、申請書などを提出した時点に遡った対応を行っている。ただし、保険料を徴収できる期間が経過した場合には保険料徴収は行えない。
2　事務処理誤りにより年金給付関係の裁定などが誤っているケース ＝　説明・裁定時点で、資格期間などの確認を十分行わず裁定したことにより年金の未払いが発生した。	事務処理誤りが発生した場合における、事務処理の適正化及び瑕疵ある行政処分の変更については、5年の時効を適用せず年金の支払いを行うよう対応している。

○ 対応について要望があり救済できていない事案（一部救済したものあり）

対応について要望があり救済できていない事案の類型	現行の取扱いと今後の方向
1 <u>過去の誤判断・説明誤りによる「加入機会の逸失」のケース</u> ＝ 最初の判断時点・裁定時点で、資格期間が不足している旨の説明があれば、高齢任意加入など別の対応策を講ずることができたにもかかわらず、誤判断・説明誤りにより、その機会を逸失した。 2 事務処理誤りにより「保険料納付機会の逸失」のケース ＝ ご本人に瑕疵がなく、事務処理誤りにより、本来は納付できた保険料が時効完成により、納付機会を逸失した。 【事例1（定額保険料）】 ＝ 被保険者が年金事務所に納付書の再発行依頼を行った際に、年金事務所が定額保険料の納付書の送付を失念していたため、被保険者が納付を希望していた一部の期間について、定額保険料を納付することができなかった。 【事例2（付加保険料）】 ＝ 被保険者が正当な申請期限内に付加保険料納付申出書を提出しているにもかかわらず、年金事務所などにおいて入力を失念したことから、納期限内に納付書が交付されなかったため付加保険料を納付することができなかった。なお、記録のみ認めたケースもある。	国民年金の保険料は、国民年金法の規定により「徴収時効は2年」と規定されているが、同法第95条では「保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがあるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する。」と規定されている。 (注) 付加保険料については、年金機能強化法により本体保険料と同様に過去2年分まで納付できる（平成26年4月1日施行）。 [今後の検討方向] ① 一部は国民年金法第95条（国税徴収の例）により対応する。 ② ①によっても対応ができないものについては、現行法のもとでは救済が困難であるため、法的措置の検討が必要。(左欄下線のケース)
3 その他の類型化できる特定のケース（前納保険料、口座振替、追納保険料など） 【事例1（前納保険料）】 ＝ 被保険者が年金事務所に前納納付書の交付依頼を行った際に、年金事務所が誤って定額保険料の納付書を交付した、又は納付書の送付を失念していたため、被保険者が希望していた割引額による前納保険料を納付することができなかった。 （個別対応した事例） 市町村に前納による納付を希望する旨を明記した国民年金関係届が提出されており、事務センターにおいて納付書を発行していなかったことを確認し、前納保険料の納付を認めた。	○年金事務所などの事務処理誤りを契機としたご本人への対応方法については、年金機構本部への個別協議により対応している。 [今後の検討方向] ① 事例ごとに詳細な類型化を行ったうえで、是正基準による対応を行う。 ② 一部①によっても対応ができないものについては、現行法のもとでは救済が困難であるため、法的措置の検討が必要。（次ページ下線の事例）

（前ページの続き）

対応について要望があり救済できていない事案の類型	現行の取扱いと今後の方向
【事例2（口座振替）】 ＝　被保険者が口座振替依頼書を提出した際に、事務センターなどの入力誤りにより、被保険者が希望していた口座振替による前納保険料の納付をすることができなかった。 （個別対応した事例） ご本人から口座振替申出書が提出されており、口座番号を誤って入力したことで口座振替ができなかったことを確認し、前納保険料の納付を認めた。 【事例3（追納保険料）】 ＝　被保険者が年金事務所に追納申出書を提出した際に、年金事務所が納付書を送付することを失念していたため、追納納付期間を経過し追納保険料を納付することができなかった。 【事例4（追納保険料）】 ＝　被保険者が年金事務所に追納申出書を提出した際に、年金事務所が納付書を年度内に送付することを失念していたため、追納申出年度の追納加算額による保険料を納付することができなかった。 【事例5（資格期間）】 ＝　年金相談の際に、合算対象期間（学生）の説明を誤ったため、任意加入することが出来ずに受給要件を満たすことができなかった	